No.	質問	回答
1	常温では固体であって、融点が45°C、引火点が65°Cである可燃性固体があるとします。貯蔵・輸送の形態が常に加温コンテナにあり、性状が常に液体になっている場合であっても、消防法上の指定数量やイエローカードの交付基準は可燃性固体を基準として問題ないのでしょうか。	融点が45°Cのため、消防法では固体とみなします。 液体は、１気圧において、温度20度で液状であるもの又は温度20度を超え40度以下の間において液状となるものをいいます。イエローカードにつきましては、常温時は固体であるが加温している状態では液状、と言う旨を記載し、関係者や消防隊への伝達をしていただければと思います。
2	性状が固体で水と接触すると塩素ガスなどの毒性のガスが発生するが、発火まではしない化学物質があります（具体的には四塩化チタンなど）。第三類の禁水性物質に該当するかと思ったのですが、消防法危険物の定義を見ると発火するか可燃性ガスの発生が条件となっているため非該当と判断されると思いますが、間違いないでしょうか。 また、消防法危険物非該当となる場合、当該化学物質は消防法上の規制を受けないのでしょうか。 毒劇法、安衛法、化管法も該当せず、GHS危険有害性にも水との反応性は区分として存在しないため、本邦の法令上での義務から擦り抜けてしまっているように感じてしまいます。	消防法別表第１の第３類の品名欄に記載があり、危険物の規制に関する政令第１条の５に記載されている試験を行い、試験結果が危険物の性状を示した場合、その物質は危険物の第３類となります。危険物非該当の物質は消防法上の規制はありません
3	Ｐ18に硝酸は、第6類酸化性液体とありますが、濃度によって危険物に該当しないという理解で宜しいでしょうか。濃度の基準となる根拠を調べたいのですが、どこに記載しているかご教示いただければありがたいです。	硝酸について、危険物に該当しない濃度の境目については消防法で示してはおりません。危険物の規制に関する政令第１条の８に記載されている試験を行い、試験結果が危険物の性状を示した場合、その物質は危険物の第６類となります。
4	政令別表第３等では「性質」と書いてあり、方で表現している「性状」とは書いてありません。 性質＝性状と理解してよろしいですか？	「性状」については法別表第１の備考欄及び危険物の規制に関する政令第１条の３以降に記載があります。「性質」は法別表第１及び政令別表第３に記載があり、区分的な要素も考えられます。危険物としての「性状」を示した物質がその性状により各別表の「性質」に区分されます。

No.	質問	回答
5	消防活動阻害物質が段々と増えている状態ですが、混合物中に当該物質を含む製品を販売する場合は販売先への伝達をするべきではと思いますが、伝達の規定はありますか？ SDSへ記載をするかどうか悩んでいます。	混合物の中に消防活動阻害物質を含んでいる場合は当該物質が消防活動阻害物質に該当している旨をSDSの法令：適用法令に記載するのが良いかと思います。規定はありませんが、当該物質の組成が変わらない限りは注意事項として何らかの形で伝達をすることで安全の担保に繋がります。
6	廃棄物となった危険物は「廃掃法」に則った運用で問題ないか？	廃棄までの貯蔵及び廃棄先への運搬については、消防法が適用されます。廃棄方法については他省庁の管轄となりますので関係機関にご確認願います。
7	例えば研究用試薬として第4類、水溶性の物質（具体例はエチレングリコールノメチルエーテル）を5mLガラス試薬瓶に入れて販売するとなると、これらを輸送する場合（普通の輸送会社で可能か？）どういった規制が考えられますか？表示に関しても可能であればお教えください。	危険物を運搬する行為者は限定しておりません。運搬の際は危険物の規制に関する政令第28条、29条、30条。危険物の規制に関する規則第41条、42条、43条を遵守してください。また、表示については危険物の規制に関する規則第44条を遵守してください。運搬容器の容量が小さい場合は一部の表示について省略することが可能です。
8	指定数量が異なる化学物質が混ざっている薬品の指定数量の計算方法を教えてください。例えば酢酸ブチルと乳酸エチルが混ざっている	その混合物についての危険物確認試験を行い、その物質については混合前の２物質とは別物として取扱ってください。様々な物が混ざり合った例えば「廃液」の場合は、消防本部によっては一番危険性が高い物の指定数量で規制している話も聞いたことがあります。
9	（１）混合物中に品名に記載の化学物質が極微量含有する場合（例えば1%未満）に、極微量であることをもって性状確認試験を省略する際の判断根拠としてはどのようなものが適切でしょうか。 （２）自社の研究所内のみで保存かつ取扱する少量の危険物容器（数百ml）にも、運搬容器への表示内容と同等の表示が必要との理解で正しいでしょうか。	（１）その混合物について組成等から鑑み、危険性が考えられる場合には、危険物の性状を確認する試験の実施の必要性が感じられます。危険物の無許可貯蔵及び事故等に繋がらないよう慎重に検討願います。 （２）自社の研究所内でも運搬容器の表示は必要となります。御社の関係者だけではなく、火災等の際に、消防隊が内容物を確認するためにも表示は必要となります。ただし、500ml以下の容器の場合は、表示の一部省略も可能です。危険物の規制に関する規則第44条を参照願います。

No.	質問	回答
10	P.63　「2　運搬容器を包装して、当該包装の外部に必要な表示を行うとき」とありますが、複数の運搬容器をパレットに積載し、それを外側から透明フィルムでストレッチ包装する場合、包装フィルムへの表示のみで問題ないでしょうか？	資料下段に記載がありますが、運搬先にて、一方、内装容器による貯蔵、取扱いが行われることがある収納、詰替えの際の表示は、内装容器に行うこととされています。
11	リチウム電池の内容物が消防法危険物第4類に該当している場合、危険物が運搬容器に格納していると見做され、消防法に基づいて貯蔵・運搬しなければならない、消防法に戻づく表示（ラベルの貼付）が必要という理解で正しいですか。 消防法に基づくラベルが貼付されているリチウムバッテリー（車などに搭載された状態ではなく、バッテリー単独で貯蔵・運搬される場合）を見たことが無いのでお尋ねする次第です。	お考えの通りとなります。リチウムイオン電池の電解液が危険物に該当する場合は、リチウムイオン電池のセルは金属製の運搬容器となりますので表示が必要です。
12	消防法での危険等級（I,II,III）は、国連危険物輸送勧告のPacking Groupに対応していると考えてよいでしょうか？	危険等級については、危険物の規制に関する規則第39条の２に記載があります。国連危険物輸送勧告のPacking Group（容器等級）を参照しておりますが、全て一致しているわけではないため、国内では消防法の遵守をお願いします。
13	予防規定について、これは対象となる施設（会社）にて作成して、 消防へ提出すればよいor消防にて承認いただいてからの提出、どちらになるのでしょうか	消防法第14条の２を確認願います。政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が作成し、市町村長等の認可を受ける必要があります。提出した際に承認をいただき施設を運営してください。提出先は危険物施設を管轄する消防本部になりますので、内容等の詳細はそちらの消防本部とご相談願います。
14	p20 取り扱う物品が危険物であることが疑われる場合、すべての国内製造者及び輸入者は、当該試験を行うか、行わせ、性状を確認する必要がある。引火性液体の引火点が不明な場合、これを測定することは義務でしょうか？	もしも取扱う物品が危険物であった場合、無許可での貯蔵・取扱いが発生し、大変危険であるため、危険物の性状を確認する試験の実施が必要です。
15	P66の運搬の基準における人力の定義を教えてください。社内で薬品瓶等を運ぶのは特例が規定されていますか。	定義づけしておりませんが人間の手、台車等も含みます。社内で薬品瓶等を運ぶ行為も原則的には危険物の運搬に該当いたします。

No.	質問	回答
16	指定可燃物の表示は必ず必要ですか	施設の表示（標識・掲示）は火災予防条例（例）の第31条の第２にて、危険物を準用する形で記載があります。また、容器への表示は火災予防条例（例）の第33条にて可燃性固体、可燃性液体については記載があります。指定可燃物については、各市町村の火災予防条例で定めていますので実際に管轄する消防本部へ確認をお願いします。
17	４０ページ目において、各貯蔵所の危険物監督者は必要とのことですが、 その上位の統括管理者は事業所単位で必要でしょうか？ 統括管理者を設定する基準はあるでしょうか？	同一の事業所で複数の製造所等を有している場合、連携をとった効果的な保安活動が難しい面があります。そのため、大量の第４類の危険物を取扱う事業所では、製造所等を所有、管理、又は占有する者は、事業所全般における危険物の保安に関する業務を統括管理する者（危険物保安統括管理者）を定め、市町村長等へ届出ることが義務づけられています。 専任を必要とする事業所については危険物の規制に関する政令第30条の３、危険物の規制に関する規則第47条の４、47条の５を参照願います。
18	動植物油は引火点が低い物が危険物指定されている認識ですが、間違いないでしょうか。その場合、引火点は自社で分析する必要があるのでしょうか。	消防法別表第１備考第１７より、動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであつて、一気圧において引火点が二五〇度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。と規定しています。 もしも取扱う物品が危険物であった場合、無許可での貯蔵・取扱いが発生し、大変危険であるため、危険物の性状を確認する試験の実施が必要です。

No.	質問	回答
19	消防法上の危険物と毒物・劇物、放射性物質が同じ施設や設備で保管されたり運搬されたりする際に近接することに対する規定はありますか？	危険物と危険物以外の物品の同時貯蔵については危険物の規制に関する規則第38条の4にて、屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において次に掲げる危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合で、それぞれを取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に一メートル以上の間隔を置く場合。との記載があります。また、平成10年３月16日消防危第26号「屋外貯蔵所等における危険物以外の物品の貯蔵に関わる運用基準について（通知）」にも記載がありますので参照願います。
20	保有空地にマンホールや側溝があるのは問題ないでしょうか？	危険物施設等の許可等については管轄する消防本部が担当しておりますので、危険物施設を所管している消防本部にご確認をお願いします。
21	・スライド24ページの『引火点測定』はタグ密閉式のみでしょうか？ クリーブランド開放法での結果で判定しても宜しいのでしょうか？	24ページの（参考）「第４類危険物・指定可燃物（可燃性液体類、可燃性固体類）」判断フローの通り、引火点測定の開始は、タグ密閉式引火点測定。80°C以下の温度で引火点が検出されない場合はクリーブランド開放式引火点測定に移行します。併せて、危険物の規制に関する政令第１条の６についても確認願います。
22	資料を読む限り、「危険物を含有する製品が危険物であるかどうかは各種試験によって確定させる」という理解ですが、合っておりますか。	お見込みの通りです。各種試験については危険物の規制に関する政令第１条の３から８までを参照願います。
23	資料19頁のフローチャートに関連して質問させていただきます。危険物第４類の場合ですが、別表第一の性状が輸入業者等の情報からわかる場合については、消防法で定める確認試験による引火点の測定は必ずしも必要ではないのでしょうか？	SDS等から得られる情報が、消防法で定める確認試験によるものであれば、重複することになりますので引火点測定試験は必要ないと考えられます。
24	指定数量が異なる化学物質が混ざっている薬品の指定数量の計算方法を教えてください。例えば指定数量2000Lと1000Lが混ざっている場合は、含有比率で試算するべきでしょうか。	その混合物についての危険物確認試験を行い、その物質については混合前の２物質とは別物として取扱ってください。様々な物が混ざり合った例えば「廃液」の場合は、消防本部によっては一番危険性が高い物の指定数量で規制している話も聞いたことがあります。

No.	質問	回答
25	倍数を計算する際の場所の範囲ですが、敷地単位か、建屋単位か、建屋内の部屋単位か、決まっているのでしょうか？	その施設の形態により様々なため、施設を所管する消防本部に確認をお願いいたします。
26	水を含む製品の引火点が測定できているか、できていないかの判定がわかりにくく、人によって判断が異なるのが現状であるが、何かいい方法はないでしょうか？	危険物の規制に関する政令第１条の６の試験方法以外に、平成元年7月4日付け消防危第64号「水溶液の引火点」も参照していただければと思います。 https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/about_shiken_unpan/06-010704ki64.pdf
27	第４類危険物判断フローで、燃焼の持続性はどのように判断すればよいですか」？	特段、時間数は明記しておりませんが、種火が一瞬で消える物は引火とはみなしてはいません。こちらの危険物確認試験実施マニュアル、JIS等を参考にしてみてください。 http://explosion-safety.jp/INFOMATION/shoubou_mokuji.htm
28	水溶性・非水溶性の判断方法が具体的ではないため、具体的なマニュアルはないのでしょうか？（容器・量・混合時間等）	消防法の記載は、危険物の規制に関する政令別表第３備考第10に従って行ってください。判断が付かない場合は消防庁危険物保安室までご相談ください。
29	60%過塩素酸水溶液の倍数計算は、（60%過塩素酸水溶液の重量）×0.6/（指定数量）　でよろしいでしょうか？	60%過塩素酸水溶液について、危険物の性状を確認試験を実施した結果、危険物の性状を示したら過塩素酸水溶液の量を指定数量で算出してください。危険物の性状を示さなかった場合は、消防法の規制はかかりません。
30	少量危険物取扱所の場合の建物や、設備の基準、規制は規定されていますでしょうか？	火災予防条例（例）で規定はしておりますが、建物設備を所管する消防本部の火災予防条例を確認してください。
31	簡易な表示とすることができる対象から外れている危険物は運搬容器への表示が必要という理解であっていますでしょうか？引火点が低い場合などに記載しなくてよい、といった例外はないでしょうか？	運搬容器の表示、表示の省略は危険物の規制に関する規則第44条を参照願います。表示の省略については容量又は内用する危険物の種類により適用される場合があります。
32	SDSに引火点の記述がない場合は何を参考に区分を決めればよろしいでしょうか？	製造者に問い合わせいただくか、実際にその物品に対して引火点測定を実施してください。

No.	質問	回答
33	混合物の危険物の性状、分類は、必ず実際に試験を実施して判断しなければならないのでしょうか？ ・例えば２種類の溶剤の混合物としてA,B,およびCの３品種ある場合、中間にある組成比（例えばB）についても実際の試験を行う必要はありますでしょうか？ ・AとCが同じ危険物に分類される試験データがあれば、Bは試験せずに同じ分類としても良いのでしょうか？ ・未試験でも分類が認められる場合、その引火点はどのように記載すべきでしょうか？	平成元年7月4日付け消防危第64号「既往データに基づく性状の判断」より既往のデータから物品の性状を判断して差し支えない場合がございます。こちらを参照願います。 https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/about_shiken_unpan/14-010704ki64.pdf 引火点については測定ができないのでAとCのどちらか低い方の引火点を採用し、「〇〇℃以上」と記載するしかないと思います。
34	危険物貯蔵所（屋外貯蔵所）には、危険物のみの保管という認識で指定可燃物は　可燃物にあたるので、一緒に保管はしてはいけないと解釈していたのですが、認識有っていますでしょうか？	危険物と危険物以外の物品の同時貯蔵については危険物の規制に関する規則第38条の4において、屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所において次に掲げる危険物と危険物以外の物品とを貯蔵する場合で、それぞれを取りまとめて貯蔵し、かつ、相互に一メートル以上の間隔を置く場合。との記載があります。また、平成10年３月16日消防危第26号「屋内貯蔵所等における危険物以外の物品の貯蔵に係る運用基準について（通知）」にも記載がありますので参照願います。
35	塗料などのように複数の危険物を含有している場合、小分けして使用するために異なる容器に保存する場合、容器に表示する内容は全ての危険物名を記載しないといけないのでしょうか？	危険物を運搬する容器には表示が必要ですが、500ml以下の容量の容器は表示の一部が省略可能になります。危険物の規制に関する規則第44条をご参照ください。
36	危険物試験ですが国内でしか行えないため、一旦、輸入した後に試験所で試験を行い、その後、判明した類を表示するということでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。各種試験については危険物の規制に関する政令第１条の３から８までを参照願います。
37	①取扱いにはどのような行為まで含まれるか？（小分け容器に移す作業は使用ではないが取扱いであるか？） ②運搬はどの程度から運搬に該当するか？ 公道を輸送する場合、もしくは建屋間を移動する場合、室内を持ち歩くなどの場合を想定しております。	①取扱いには危険物が関係する、吹付、焼入れ、消費、注入、詰め替え、等があります。詳細は所管する消防本部にご確認願います。 ②消防法第16条　危険物の運搬基準の解説によると危険物をある位置から異なる位置へ動かすことをいい、その手段や量のいかんを問わない物である。とされています。

No.	質問	回答
38	消防法危険物の該当非該当をSDSなどの書面で使用者に通知する事を義務化するような動きはあるでしょうか？	義務化の動きはありませんが、情報の伝達は重要なことなので積極的にお願いいたします。
39	GHSの物理化学的危険性を分類する際に、本来はオレンジブックや消防法の両方を比較しながら検討すべきと言うことを度々お聞きします。実際のところGHS分類はJIS以外に考慮すべきなのでしょうか。	(NITE回答) GHS、TDG（オレンジブック）、消防法についてそれぞれ目的が異なるものであるため、必ず相互に比較しなければならないものではありません。ただし、それぞれの危険有害性の定義等については類似する部分があるため、国連番号を決定する必要や国内向けに消防法対象物質を管理をする必要がある場合は、GHS分類に関するJIS以外にオレンジブックや消防法を参照することが望ましい場合もあると考えます。